

業務委託契約書附属条件(建築設計業務)

(趣旨)

第1条 この附属条件は、建築設計業務委託契約約款（以下「約款」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び業務委託契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(管理技術者)

第2条 約款第15条第1項の規定により定める管理技術者は、設計図書に特段の定めがないときは、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、当該各号に定める者とする

(1) 建築物の設計業務（設備のみに係るものを除く） 建築士法（昭和25年法律第202号）

第3条、第3条の2及び第3条の3の規定による建築士

(2) 建築物の設備の設計業務 受注者が定めた者で業務の履行に関し支障がないと発注者が認めた者

(前金払)

第3条 約款第39条の前払金の支払いの対象とすることができる業務は、原則として1件の業務委託料が100万円以上のものとする。